

狛江市 子育て世帯に対する 親世帯近居等促進助成

令和8年度
(事前登録)



狛江市都市建設部

まちづくり事業課住宅係

☎03-3430-1359 ✉ jutakut@city.komae.lg.jp

狛江市子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金

1. 制度概要

若年世帯の定住化および子育て世帯と親世帯（祖父母世帯）の居住安定を目的とし、近居または同居に係る費用の一部を助成する制度。

2. 対象者

子育て世帯の世帯主またはその配偶者であり、子育て世帯および親世帯が次のいずれにも該当すること。

【子育て世帯】

- ☐ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（母子健康手帳が交付されている者の胎児を含む。）およびその親で構成され、生計を一にする世帯であること。
- ☐ 世帯員全員が狛江市内に転入すること。
- ☐ 狛江市の住民となった日から起算して5年以上狛江市内に継続して居住する見込みであること。
- ☐ 当該助成制度を過去に受けた世帯でないこと。

【親世帯】

- ☐ 交付申請時点において、親世帯が1年以上狛江市に居住し、狛江市民であること。
- ☐ 狛江市税を滞納していないこと。
- ☐ 暴力団員または暴力団関係者でないこと。

3. 助成対象費用および助成額

【助成対象費用】

住宅取得に係る費用（必要とする一連の契約のうち、最初の契約に限る）

（例1：土地を購入した後に、建物を建てる → 土地の購入代金）

（例2：建売住宅の購入・分譲マンションの購入 → それぞれの購入代金）

住宅取得を伴わない引越しに係る費用（引越し事業者の運搬に係る費用に限る）

【助成額】

助成対象費用に係る額（上限20万円）

4. 申請方法

（1）事前登録

【申請時期】

住宅取得を伴う場合…住宅取得（一連の契約のうち最初の契約）に係る**契約前**

住宅取得を伴わない場合…賃貸借に係る**契約前**

【提出書類】

- ☐ 狛江市子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金事前登録申請書（第12号様式）
- ☐ 子育て世帯および親世帯に属する世帯員全員の住民票
- ☐ 子育て世帯および親世帯の関係性が分かる書類（戸籍全部事項証明、戸籍謄本等）
- ☐ 子育て世帯の世帯主または配偶者が妊婦である場合は、母子健康手帳の写し
- ☐ 対象費用の見積書等の写し
- ☐ その他市長が必要と認めるもの

（2）交付申請

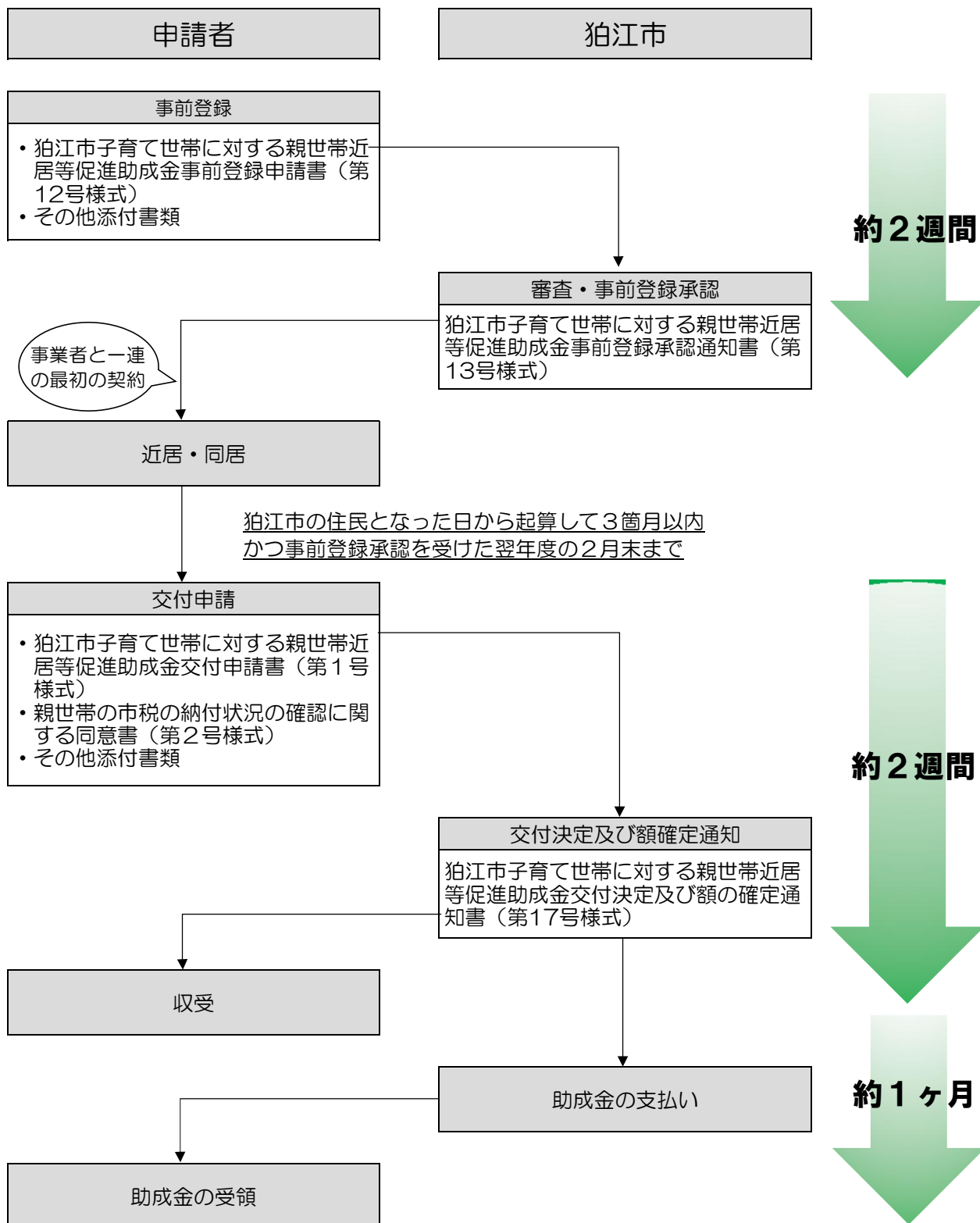
【申請時期】

狛江市の住民となった日から起算して3箇月以内かつ事前登録承認を受けた翌年度の2月末まで

【提出書類】

- ☐ 狛江市子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金交付申請書（第1号様式）
- ☐ 親世帯の市税の納付状況の確認に関する同意書（第2号様式）
- ☐ 子育て世帯および親世帯に属する世帯員全員の住民票（30日以内に作成）
- ☐ 助成対象費用の契約書の写し
- ☐ 助成対象費用の領収証の写し
- ☐ 登記事項証明書等の写し（対象費用が住宅取得等に係る費用の場合）
- ☐ その他市長が必要と認めるもの

5. 手続きの流れ



【申請書類提出先】

狛江市都市建設部まちづくり事業課住宅係

☎03-3430-1359 ✉jutakut@city.komae.lg.jp